

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る
移行期間中の業務の制限等に関する命令の
一部改正について

令和2年2月28日

金融庁・総務省

改正の趣旨・概要

- 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 28 号。以下「改正法」）が令和元年 5 月 31 日に成立。
- 改正法により、
 - ① 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の一部が改正され、保険会社は、内閣総理大臣の認可を受けて、「保険業高度化等会社」の議決権を基準議決権数（10%）を超えて取得・保有することが可能とされた。
 - ② また、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）の一部が改正され、郵便保険会社は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けて、「保険業高度化等会社」の議決権を基準議決権数（10%）を超えて取得・保有することが可能とされた。
- これを踏まえ、今般、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の一部を改正し、郵便保険会社が保険業高度化等会社の議決権を基準議決権数（10%）を超えて取得・保有することとなった場合における手続を規定するほか、その他の届出規定における重複を解消するための手当てなど所要の整備を行うもの。

（参考 1）当該命令の改正案等を本年 1 月 14 日～2 月 13 日の間パブリックコメントに付したところ、当該命令の改正案に関する意見・質問は特段寄せられなかった。改正法は本年 5 月に施行予定。

（参考 2） 郵政民営化法第 123 条第 2 号及び第 151 条第 2 号において、内閣総理大臣及び総務大臣は、同法第 120 条第 1 項第 8 号、第 139 条第 8 項（改正後は第 9 項）及び第 149 条第 1 項第 8 号に規定する内閣府令・総務省令（＝当該命令）の改正等を行うときは、民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府令・総務省令第 3 号）の一部改正案
（傍線の部分は改正部分）（抄）

改正案	現行
第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔一～十一 略〕 十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の <u>子会社対象会社</u>（<u>銀行業高度化等会社を除く。</u>）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった <u>場合</u>（<u>法第百十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百十三条第一項の規定により認可を受けている場合（第七条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条第三項の規定により認可を受けている場合（第八条第一項第九号又は第十二号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条第五項の規定により認可を受けている場合（第九条第一項第七号又は第八号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第二百二十条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十四号に掲げる場合を除く。</u>） 十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則第十七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社	第十三条 〔略〕 〔一～十一 略〕 十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の <u>子会社対象会社</u> の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった <u>場合</u> 十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則第十七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社

改正案	現行
を除く。)の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合(第十五号に掲げる場合を除く。) 十四 銀行法施行規則 <u>第十四条の四に規定する子法人等</u> 又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。<u>以下この号、次号</u> 及び第十六号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合(新たに有することとなった特殊関係者が法第百十一条第一項の規定による認可に伴い郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。) 十五 郵便貯金銀行の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合 十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。)又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することと <u>なったことを知った</u> 場合 [十七～二十七 略] [2～5 略] 6 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から <u>第十四号</u> まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。 (郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務) 第十九条 法 <u>第百三十九条第九項</u> に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。	を除く。)の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった <u>場合</u> 十四 銀行法施行規則 <u>第十四条の四</u> 又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。<u>次号</u> 及び第十六号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった <u>場合</u> [十五 略] 十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。)又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することと <u>なった</u> 場合 [十七～二十七 略] [2～5 略] 6 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から <u>第十三号</u> まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。 (郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務) 第十九条 法 <u>第百三十九条第八項</u> に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

改正案	現行
[一～三 略] 第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一～八 略] 九 郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則 <u>第五十八条の三第一項各号</u> に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合 十 郵便保険会社又はその子会社が国内の <u>子会社対象会社</u>（<u>保険業高度化等会社を除く。</u>）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった <u>場合</u>（<u>法第百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百四十一条第三項の規定により認可を受けている場合（第二十二條第一項第八号又は第九号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一条第五項の規定により認可を受けている場合（第二十三条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一条第七項の規定により認可を受けている場合（第二十四条第一項第十一号又は第十四号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十九条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十二号に掲げる場合を除く。</u>） 十一 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権	[一～三 略] 第二十八条 [略] [一～八 略] 九 郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則 <u>第五十八条の二第一項各号</u> に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合 十 郵便保険会社又はその子会社が国内の <u>子会社対象会社</u> の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった <u>場合</u> 十一 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権

改正案	現行
数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十三号に掲げる場合を除く。） 十二 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。<u>以下この号、次号 及び第十四号において「特殊関係者」という。</u>）を新たに有することとなった <u>場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の規定による認可に伴い郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）</u> 十三 郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合 十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することと <u>なったことを知った 場合</u> [十五～二十一 略] [2～5 略] 6 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から <u>第十二号</u> まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。	数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった <u>場合</u> 十二 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。<u>次号 及び第十四号において「特殊関係者」という。</u>）を新たに有することとなった <u>場合</u> [十三 略] 十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することと <u>なった 場合</u> [十五～二十一 略] [2～5 略] 6 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から <u>第十一号</u> まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。

以下、ご参考

○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 28 号)による保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の改正（抄）

改正後	現行
（保険会社の子会社の範囲等） 第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～十三 （略） <u>十三の二 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社</u> 十四・十五 （略） 2～6 （略） 7 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで <u>又は第十三号の二から第十五号まで</u> に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び <u>第十一項</u> において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。<u>次項及び第九項並びに 次条第四項第一号</u>において「子会社対象保険会社等」という。）を子会社としようとするとき <u>（第一項第十三号の二に掲げ</u>	（保険会社の子会社の範囲等） 第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～十三 （略） （新設） 十四・十五 （略） 2～6 （略） 7 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで、<u>第十四号又は第十五号</u> に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び <u>第十項</u> において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。<u>以下この条及び 次条第四項第一号</u>において「子会社対象保険会社等」という。）を子会社としようとするときは、第百四十二条、第百六十七条第一項又は第百七

改正後	現行
<u>る会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第百四十二条、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</u> 8 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社 <u>（第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）</u> となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となった子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。 9 （略） 10 <u>保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該保険会社の子会社及び第一項第十三号の二に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理</u>	十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 8 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となった子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。 9 （略） （新設）

改正後	現行
<u>大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</u> <u>11</u> （略）	<u>10</u> （略）

○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 28 号)
 による郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）の改正（抄）

改正後	現行
（子会社保有の制限） 第百三十九条 郵便保険会社は、子会社対象会社を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするとき <u>（同法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（同法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）</u> は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の規定は、子会社対象会社が、保険業法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由により郵便保険会社の子会社 <u>（同条第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）</u> となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となった子会社対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。 3 第一項の規定は、郵便保険会社が、その子会社としている保険	（子会社保有の制限） 第百三十九条 郵便保険会社は、子会社対象会社を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の規定は、子会社対象会社が、保険業法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由により郵便保険会社の子会社となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となった子会社対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。 3 第一項の規定は、郵便保険会社が、その子会社としている保険業法第百六条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号

改正後	現行
業法第百六条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象会社に限る。）に該当する子会社としようとする場合について準用する。 <u>4 郵便保険会社は、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社（郵便保険会社の子会社及び同項第十三号の二に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</u> <u>5～8</u> （略） <u>9</u> 第一項から第三項までの「子会社対象会社」とは、保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十二号まで又は第十三号の二から第十五号までに掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項に規定する内閣府令で定める業務（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。	に掲げる会社（子会社対象会社に限る。）に該当する子会社としようとする場合について準用する。 (新設) <u>4～7</u> （略） <u>8</u> 第一項から第三項までの「子会社対象会社」とは、保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十二号まで、<u>第十四号又は第十五号</u> に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項に規定する内閣府令で定める業務（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。

○保険業法施行規則（平成８年大蔵省令第５号）改正案（抄）

改正案	現行
（届出事項等） 第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔一～七 略〕 七の二 保険会社又はその子会社が国内の <u>子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）</u> の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、<u>法第二百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第百四十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。）</u> 七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場	（届出事項等） 第八十五条 〔略〕 〔一～七 略〕 七の二 保険会社又はその子会社が国内の <u>子会社対象会社</u> の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合 <u>及び法第二百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならないとされている場合並びに第七号の四に該当する場合を除く。）</u> 七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場

改正案	現行
合（第七号の五に <u>掲げる</u> 場合を除く。） 七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。<u>以下この号、次号及び第七号の六において「特殊関係者」という。</u>）を新たに有することとなった <u>場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百六条第七項の規定による認可に伴い保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）</u> [七の五 略] 七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することと <u>なったことを知った</u> 場合 [八～十八 略] [2～6 略]	合（第七号の五に <u>該当する</u> 場合を除く。） 七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。<u>次号</u> 及び第七号の六において <u>特殊関係者</u> という。）を新たに有することとなった <u>場合</u> [七の五 略] 七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することと <u>なった</u> 場合 [八～十八 略] [2～6 略]

○郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）（抄）

※ 一部改正部分を含む（改正部分は傍線部分）。

（子会社保有の制限）

第百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするとき（同法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、その子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象金融機関等に限る。）に該当する子会社としようとする場合について準用する。

4～9 （略）

（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）

第百十三条 郵便貯金銀行を当事者とする合併は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 （略）

3 郵便貯金銀行を当事者とする会社分割は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 （略）

5 郵便貯金銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6～8 （略）

(届出事項)

第二百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 銀行法第十六条の二第一項第十一号から第十二号の二までに掲げる会社（子会社対象金融機関等（第百十一条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。次号において同じ。）に該当するものを除く。）を子会社としようとするとき。

三～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 (略)

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第二百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第百十一条第九項、第百十二条第一項、第百十六条第三項又は第百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(保険契約の包括移転、事業の譲渡若しくは譲受け、合併又は会社分割の認可等)

第百四十一条 (略)

2 (略)

3 郵便保険会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

5 郵便保険会社を当事者とする合併は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 (略)

7 郵便保険会社を当事者とする会社分割は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8～10 （略）

（届出事項）

第百四十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 （略）

二 保険業法第百六条第一項第十二号又は第十三号に掲げる会社（子会社対象会社（第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。次号において同じ。）に該当するものを除く。）を子会社としようとするとき。

三～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 （略）

二 第百三十八条第二項第六号、第百三十九条第九項、第百四十条第一項、第百四十四条第三項又は第百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府令・総務省令第 3 号）（抄）

※ 一部改正部分を含む（改正部分は傍線部分）。

（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）

第七条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一～八 （略）

九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十四号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第九条第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

十 （略）

十一 合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる 場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 （略）

2 （略）

（郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請）

第八条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一～八 （略）

九 当該会社分割により郵便貯金銀行が特定子会社対象会社を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

十・十一 （略）

十二 当該会社分割により郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる 場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十三 (略)

2 (略)

(郵便貯金銀行の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請)

第九条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 当該事業の譲受けにより郵便貯金銀行が特定子会社対象会社を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

八 当該事業の譲受けにより郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる 場合（前号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

九 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請)

第二十二条 郵便保険会社は、法第百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一～七 (略)

八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで又は第九号から第十五号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

九 当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる 場合（前号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の合併の認可の申請)

第二十三条 郵便保険会社は、法第百四十一条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一～八 (略)

九 郵便保険会社が当該合併により特定子会社対象会社を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

十 (略)

十一 合併後の郵便保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる 場合(第九号に規定する場合を除く。) には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第二十四条 郵便保険会社は、法第百四十一条第七項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一～十の二 (略)

十一 当該会社分割により郵便保険会社が特定子会社対象会社を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

十二・十三 (略)

十四 当該会社分割により郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる 場合(第十一号に規定する場合を除く。) には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 (略)

2 (略)